

ハイ！消費生活相談員です



「自宅を売っても住み続けられるってほんと？(2023年11月号)」



自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結び、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける「リースバック」という不動産取引があります。

【事例】

7年前に自宅を売って、その後も賃貸で住み続けられる契約をした。売却金額は2千万円で、家賃の月額が15万円。当時の月収は夫と私の年金が30万円ほどあったが、最近夫が亡くなり、年金が減って家賃の支払いが遅れるようになった。ある日、集金人がやってきて催促された。事情を話すと「払わないなら出て行ってもらおう」と言われた(70歳代)。

【アドバイス】

リースバックで結んだ契約は「定期借家契約」が多く、期間が定められた契約となり、ずっと住み続けられる保証はありません。家賃が相場より高く設定され、契約更新時に家賃を値上げされることもあります。事例のように経済的事項の変化により支払えなくなる場合もあります。

「リースバック」を勧められた場合、条件や賃貸借契約の種類、契約内容を細かく確認し、慎重に検討することが大切です。特に不動産取引は複雑なので契約前に家族など信頼できる人に相談し、一人で対応しないようにしましょう

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)